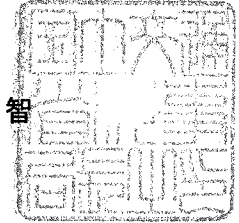


国海査第 328 号の 2  
平成 31 年 1 月 18 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
会 長 木 下 和 彦 殿

国土交通省 海事局長  
水 嶋 智



型式承認試験基準の一部改正について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり一部改正しましたので、ご連絡いたします。  
なお、下記の改正は、平成 31 年 1 月 18 日から適用されます。

記

1. 平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 520 号による「ナブテックス受信機の型式承認試験基準」を別紙 1 のとおり改正します。
2. 平成 24 年 6 月 22 日付け国海査第 83 号による「高機能グループ呼出受信機の型式承認試験基準」を別紙 2 のとおり改正します。

